

2020年秋年末闘争・組織拡大 CTG・建設労道本部闘争速報

2020年10月2日／第3号

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

なくせじん肺キャラバンがスタート

「2020年（第31回）なくせじん肺キャラバン」の北海道での出発集会が10月1日に札幌でおこなわれました。今年のキャラバンはコロナ禍のもとでの行動となるため、とくに患者のみなさんは参加を控えてもらい大幅に人数を減らして実施することにしました。出発集会は「なくせじん肺北海道会議」の総会を兼ねて開き、事務局長の田中貴文弁護士から1年間の活動経過と方針が報告・提案され承認されました。討論では、建設労道本部の森国委員長が「トンネルじん肺救済法」実現をめざすとりくみについて内閣法制局との協議などを報告し、北海道建設アスベスト訴訟弁護団の長野順一事務局長からは全国の訴訟の状況について発言がありました。長野弁護士は10月22日に最高裁の口頭弁論が開かれるが、国の責任は動かしがたいし、企業（建材メーカー）の責任についても全国の訴訟の到達点をふまえた基準が示されるであろうと述べました。

午後からは道庁に要請

この日の午後は道庁への要請行動をおこないました。道庁側は経済部雇用労政課・建設部建設管理課・同建設指導課・環境生活部環境生活課の担当主幹などが対応し、トンネルじん肺の防止対策、アスベスト使用建物の解体、改修などにおける対策について意見交換しました。トンネル工事については、現在施行中の道発注の工事は1件ですが、監督員は工事の進捗状況を確認しているというだけの説明であったため、労働時間（8時間労働）をはじめガイドラインにもとづく対策がとられているかどうかを発注者としてチェックするよう求めました。アスベスト対策については、大気汚染防止法が改正されたことをふまえて今後出される政令・省令にもとづいてレベル3（アスベスト含有の成形板）までの把握方法について検討していくという説明でした。アスベスト使用建物の解体・改修などにおける事前調査や除去費用の補助について「市町村が主体だ」「国に補助を要望したい」などの回答にとどまり、アスベストアナライザーについても「有用な手段だ」としながらも「国に助成を要請したい」と、道として1台も所有していない現状を改善する姿勢は示しませんでした。なお、患者の被害を撮影したDVDを担当者は見たと回答しましたが「この要請書は知事にあてたものであり、知事に要請内容が伝わるようにすべきだしDVDもぜひ見てもらうようにしてほしい」と強く求めました。

JR北海道・経営協議会

9月28日、北海道鉄道本部はJR北海道との経営協議会を三役の出席でおこない、会社から上期主要施策の取組状況と下期収入回復に向けた取組について報告を受け質疑しました。今年度の第1四半期はコロナ感染拡大の影響を受けて鉄道をはじめ関連事業の利用者数と収入は過去最低となったが、コスト削減や効率化・省力化、お客様満足度向上は目標を上回る成果となっており、第2四半期以降で国の観光需要喚起策である「Go To Travel」キャンペーンをもって、これまでの減収を可能な限り取り戻すためグループが一体となり挽回策を講ずるというものでした。組合からはコロナ対策として休業補償や一時帰休をおこなったことで国から受け取れる助成の状況や、来春のダイヤ改正にむけて社長会見でマスコミ報道となっている列車の減便・減車やコスト削減について骨子を示すこと、労働力の確保と社員の努力に報いるための待遇改善などについて意見を述べました。